

修正等を要する部分とその内容（国民健康保険）

対応する評価書の項目	ページ 国民健康保険	現在の評価書	修正案（R2.6.30諮問時）	修正案（R2.10.26現在）	理由
<p>基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容※</p>	<p>3</p>	<p>市町村及び特別区（以下単に「市町村」という。）は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。</p>	<p>（1）市町村及び特別区（以下単に「市町村」という。）は、国民健康保険法に基づき都道府県とともに国民健康保険を行うものとされる。</p> <p>（2）「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。）」または「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。）」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	<p>変更なし</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の準備のため、資格履歴管理事務と機関別符号の取得等事務を追加</li> </ul>

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	6	<p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)</p> <p>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能及びデータ連携PCを用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)</p> <p>転入市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出市区町村から転入市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ当該データを配信する。</p> <p>(注) ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>	<p>2. 高額該当回数の引き継ぎ業務(詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト)</p> <p>市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能及びデータ連携PCを用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト)</p> <p>転入市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出市区町村から転入市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入市区町村の国保総合PC及びデータ連携PCへ当該データを配信する。</p> <p>3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 (詳細は別添1を参照)</p> <p>(1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信</p> <p>市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(注)及びデータ連携PCを用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</p> <p>(2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信</p> <p>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p> <p>(注) ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>	変更なし	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・オンライン資格確認の準備のため、国保連合会から医療保険者等向け中間サーバーへ被保険者異動情報を送信することを追加</p>
	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	7	(記載なし)	「医療保険者等向け中間サーバー等」	変更なし

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案（R2.6.30諮問時）	修正案（R2.10.26現在）	理由
	国民健康保険				
1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	7	(記載なし)	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証明情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i) 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii) 情報照会及び(iii)情報提供（副本情報）(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供（副本情報）は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iii) 情報提供（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報（個人番号は含まない。）を提供する。</p>	変更なし	【事務所管理による修正】 ・医療保険者等向け中間サーバーに市町村国保の被保険者情報も集約するため追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
			※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当該評価の対象外。  (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。		
I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	8	(記載なし)	(3) <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・国民健康保険の資格履歴を医療保険者等向け中間サーバーで管理する必要性を追加
I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	8	(記載なし)	(3) <オンライン資格確認の準備業務> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしこみを実現する。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認で実現が期待されるメリットを追加
I 基本情報 5. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	8	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	○番号法第9条第1項 別表第一(30の項) 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの (注) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認の準備業務として個人番号を利用できる根拠を追加
I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	8	【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注) 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。	【別表第二における情報照会の根拠】 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「国民健康保険法による事務であって主務省令で定めるもの」となっている項(42、43、44の項) (注) 別表第二の45の項に対応する別表第二省令は、命令案の公布後、改めて一部改正により追加予定。  <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認の準備業務として情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる根拠を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	18	【国保連合会からの入手】 ①国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報  : 平成30年4月1日以後に、日次更新する。 ②高額該当の引き継ぎ情報  : 平成30年4月1日以後に、月次更新する。	【国保連合会からの入手】 ①資格継続業務 ・被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) : 国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 ②高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) : 転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	18	【国保連合会からの入手】 ・国民健康保険法第113条の3の規定による。 (被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託している。)	【国保連合会からの入手】 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、 <u>当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。</u>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無※	21	(3) 件	(5) 件	変更なし	【事務所管課による修正】 ・委託先が増えることによるもの
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑧再委託の許諾方法	21	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	22	日本電子計算株式会社	NECフィールディングス株式会社 千葉支社	変更なし	【事務所管課による修正】 ・委託先の変更によるもの
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	22	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・国保連合会への委託内容が増えることを追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	22	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・国保連合会への委託内容が増えることを追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 再委託 ⑧再委託の許諾方法	23	委託先はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	23	(記載なし)	「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	23	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	23	(記載なし)	「特定個人情報ファイルの全体」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	23	(記載なし)	「10万人以上100万人未満」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案（R2.6.30諮問時）	修正案（R2.10.26現在）	理由
	国民健康保険				
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	23	(記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者</li> <li>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者</li> <li>(例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。)</li> <li>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</li> <li>*国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</li> </ul>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	23	(記載なし)	オンライン資格確認システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	23	(記載なし)	[ 10人以上50人未満 ]	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	23	(記載なし)	[ ○ ]専用線	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	23	(記載なし)	千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	23	(記載なし)	千葉県国保連合会 (千葉県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑦再委託の有無 ※	23	(記載なし)	[ 再委託する ]	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案（R2.6.30諮問時）	修正案（R2.10.26現在）	理由
	国民健康保険				
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	23	(記載なし)	<p>再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</p> <p>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</p> <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、国保連合会との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 再委託 ⑨再委託事項	23	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 〔国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む〕	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	24	(記載なし)	「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	24	(記載なし)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	24	(記載なし)	「 特定個人情報ファイルの全体 」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	24	(記載なし)	「 10万人以上100万人未満 」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	24	(記載なし)	<p>・被保険者(注)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、本市に住所を有する者</p> <p>・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者</p> <p>（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。）</p> <p>・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者</p> <p>（注）国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、本市に加入資格が適用される者をいう</p>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	24	(記載なし)	市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ③委託先における取扱者数	24	(記載なし)	「 10人以上50人未満 」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	24	(記載なし)	「 ○ ]専用線	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑤委託先名の確認方法	24	(記載なし)	千葉市情報公開条例に基づき、契約書の公文書開示請求により確認することができる。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ⑥委託先名	24	(記載なし)	支払基金	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 再委託 ⑦再委託の有無 ※	24	(記載なし)	「 再委託する 」	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 再委託 ⑧再委託の許諾方法	24	(記載なし)	再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを画面にて示した上で、許諾を得ること。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加
II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 再委託 ⑨再委託事項	24	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり、支払基金との新たな委託内容を追加



対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	26	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	変更なし	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	【事務所管課による修正】 ・地方公共団体情報システム機構からの情報提供に伴うもの
II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	39	(略)	新たに下記の項目を追加する。  ・ <u>券面記載の被保険者証記号</u> ・ <u>券面記載の被保険者証番号</u> ・ <u>券面記載の氏名(漢字)</u> ・ <u>券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</u> ・ <u>券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</u> ・ <u>券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</u> ・ <u>被保険者証裏面への性別記載の有無</u> ・ <u>DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</u> ・ <u>自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</u> ・ <u>被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</u>	新たに下記の項目を追加する。 ・ <u>在留資格コード</u> ・ <u>在留期限年月日</u> ・券面記載の被保険者証記号 ・券面記載の被保険者証番号 ・券面記載の氏名(漢字) ・券面記載の氏名(漢字)の読み仮名 ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字) ・券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名 ・被保険者証裏面への性別記載の有無 ・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無 ・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日 ・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入に伴うファイルの追加
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	43	・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ・個人情報の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者納税義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。	変更なし	・国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、被保険者及び納付義務者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっている。またID・パスワード及び生体認証による本人認証を実施しており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。 ・申請書受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。	【事務所管課による修正】 ・事務の実態に合わせた修正
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な方法	46	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。 以下略	変更なし	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。 以下略	【事務所管課による修正】 ・事務の実態に合わせた修正
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用記録 具体的な方法	47	【国保システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。	【国保システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCにおいてログインした職員等・時刻・操作内容が記録されている。	【国保システムにおける措置】 ・情報システム責任者がログ記録を取得し定期的に確認を行う。特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。 【国保総合PCにおける措置】 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員・時刻を記録している。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、ログインを実施した職員・時刻・操作端末・操作内容の記録の提供を国保連合会に求め、記録の内容と関連する状況を確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	【事務所管課による修正】 ・記載漏れを追加 + 【部会の意見による修正】 ・表記の改善

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	47	特に力を入れている	変更なし	十分である	【事務所管課による修正】 ・他の項目との比較から評価を見直したものの
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	47	<p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul>	<p>&lt;国保総合PCにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(注)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。</li> <li>・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが点検される。</li> </ul>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複写の禁止、発注者が必要と認めるときの契約業者に対する報告の求め又は実地の検査など、個人情報保護条例等に基づき事務の委託・再委託を行う場合に、その業務を行う者が講じなければならない事項を定めた個人情報取扱特記事項や関係法令の罰則規定を明記した契約書により、契約締結する。</li> </ul>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。</li> <li>なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作者を報告させるとともに、閲覧及び更新については、許可と立会に基づき可能としている。なお、情報システムの管理上、特定個人情報ファイルを直接閲覧・更新できないよう本番運用、開発用などシステムを分離して構築しアクセスを制限するとともに、操作者IDをシステム単位で付与するなどの措置を講じている。</li> <li>なお、国保連合会への委託に関しては、契約書に個人情報取扱について明記し、管理者・作者を報告させるとともに特定個人情報ファイルへのアクセス権限を付与する職員を最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とするなどの措置を講じている。</li> </ul>	変更なし	【事務所管課による修正】 ・オンライン資格確認導入にあたり追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案（R2.6.30諮問時）	修正案（R2.10.26現在）	理由
	国民健康保険				
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> <li>・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> <li>・情報システム責任者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に通知し、利用目的等を報告させるなど、不正な利用の牽制を行う。</li> <li>・上記システムアクセスログ及びアプリケーションアクセスログの保管期間は、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログを中間サーバーで記録している。</li> <li>・操作ログは、セキュリティの問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務所管課による修正】</li> <li>・オンライン資格確認導入にあたり追加</li> </ul>
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託する場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題が無い場合に限り、再委託を認めている。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務所管課による修正】</li> <li>・オンライン資格確認導入にあたり追加</li> </ul>
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイル提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。</li> <li>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場において取り扱うものとし、当該作業場以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報取扱特記事項」の定めにより、必要があると認めるときは、委託先に対し報告を求め又は実地に検査することができる。</li> <li>・委託先では、特定個人情報は管理措置が講じられた作業場において取り扱うものとし、当該作業場以外の場所への特定個人情報の持出、提供を禁止している。</li> <li>・委託先との間で特定個人情報等を運搬により提供する場合は、特定個人情報が記録された資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化を施すこと等、個人情報等の漏えい防止対策を十分に講じたうえで運搬を行う。</li> <li>・記録の保存期間については、千葉市公文書管理規則に準じ5年間保存する。</li> </ul> <p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。</li> <li>・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務所管課による修正】</li> <li>・オンライン資格確認導入にあたり追加</li> </ul>
Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認している。</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>【事務所管課による修正】</li> <li>・表記の改善</li> </ul>

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
			<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	<p>&lt;医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</li> <li>・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> <li>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</li> </ul>	<p>【事務所管理による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認導入にあたり追加</li> </ul>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	49	<p>&lt;国保連合会及び国保総合(国保情報集約)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保情報集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保情報集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムの設置場所への、入退室管理、施錠管理等を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用や接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul>	<p>&lt;国保連合会及び国保総合(国保情報集約)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保総合(国保情報集約)システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保情報集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・国保総合(国保情報集約)システムの設置場所への、入退室管理、施錠管理等を行う。</li> <li>・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用や接続の制限等の必要な措置を講ずる。</li> <li>・電子記録媒体は、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。</li> </ul> <p>&lt;取りまとめ機関における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	<p>変更なし</p>	<p>【事務所管理による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認導入にあたり追加</li> </ul>
<p>Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	51	<p>(注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p>	<p>変更なし</p>	<p>(注2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p>	<p>【事務所管理による修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体情報システム機構からの情報提供に伴うもの</li> </ul>

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	52	③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	変更なし	③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	【事務所管課による修正】 ・地方公共団体情報システム機構からの情報提供に伴うもの+表記の改善
III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	53	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	変更なし	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。	【事務所管課による修正】 ・表記の改善
III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	54	【千葉市における措置】 略 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体などの廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるように措置する。  ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。  【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）ヘデータベースの退避データを作成している。また、週ごとに磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日々の退避データは一週間保存している。また、遠隔地保管については三週間保存し、その後データセンターで十週間（計十三週間）保存している。  【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域として、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【千葉市における措置】 略 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体などの廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンターなどの周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、消磁・破碎・溶解・その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイルおよびドキュメントの復元が不可能となるように措置する。  ・業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。  【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）ヘデータベースの退避データを作成している。また、週ごとに磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体に保管する。  【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域として、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	【千葉市における措置】 略 <その他の対策> ・サーバー、端末機器、記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。 ・廃棄、保管移転又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえで、実施内容を記録に残している。 ・コンピュータ外部記録媒体及び記憶装置を有するプリンター等の周辺装置の廃棄、保管移転又はリース返却時は次のとおり対応する。 ・記憶装置又は記録媒体を廃棄する場合は、委託業者が原則職員立会いの下、消磁・破碎・溶解その他の当該記憶装置又は記録媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるように措置する。立会いが困難な場合は職員が措置を行う。  (削除)  【遠隔地保管】 ・日々の業務終了後に仮想テープ装置（磁気ディスク）ヘデータベースの退避データを作成している。また、週ごとに磁気ディスク上のデータをLTO媒体へ複写し、遠隔地にて保管している。 ・日次の退避データは、データセンターにて1週間保存している。 ・週次のデータは延べ3週間保存する。磁気ディスク上のデータをデータセンターのLTO媒体に複写し最初の1週間保存する。2週目の1週間はLTO媒体をデータセンター外の施設に移送しての外部保管とし、3週目の1週間はLTO媒体に保管する。  【中間サーバ・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域として、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	【部会の意見による修正】 ・サーバ等の消去・廃棄に関する記載の追加+表記の改善  【事務所管課による修正】 ・平成30年11月26日契約変更による修正（運用開始日 令和2年1月1日）  【事務所管課による修正】 ・地方公共団体情報システム機構からの情報提供に伴うもの+表記の改善
III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	56	(記載なし)	<取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。	変更なし	【事務所管課による修正】 ・支払基金における措置を追加

対応する評価書の項目	ページ	現在の評価書	修正案 (R2.6.30諮問時)	修正案 (R2.10.26現在)	理由
	国民健康保険				
IVその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	58	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。</p>	変更なし	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規定等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。</p>	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・地方公共団体情報システム機構からの情報提供に伴うもの+表記の改善</p>
IVその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	58	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理など）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理など）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <p>・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境 において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	変更なし	<p>【事務所管課による修正】</p> <p>・支払基金における措置を追加</p>